

談話

2026年1月5日

高知保険医協会

会長 伊藤 高

## 今回の診療報酬改定率決定は医療現場が求める水準に遠く及ばない

2026年度診療報酬改定の改定率が全体で2.22%増と決定された。医療機関の人件費や設備関係費に充てる本体部分が3.09%の引き上げ、薬価は0.87%の引き下げとされた。「引き上げ」は、この間の物価・人件費高騰の影響による「医療崩壊危機」への対応として一定の評価ができるが、多くの医療関係団体が一致して求めていた「10%以上の引き上げ」には遠く及ばないものである。

全国の医療機関は今年度の調査で、本業の医業収益で病院の7割、診療所の4割が赤字で、高知保険医協会の調査でも同様の結果となっている。診療報酬を審議する中央社会保険医療協議会では、医療機関の閉院・倒産が過去最高のペースとなっている事態も報告されている。こうした状況は、前回診療報酬改定（2024年度）以降の物価・人件費高騰の影響によるものが大きいが、そもそも診療報酬全体での引き上げは12年ぶりで、この12年間に続いてきたコスト増に対応できてきておらず、改定内容も全ての医療機関に共通する基本的な診療料は引き上げず、「医療DX」への対応など政策的な項目に偏ってきた傾向があった。その結果、医療従事者の賃上げは進まず、医療人材が他産業に流出し、医師や看護師に限らず多くの職種での深刻な人材不足も進んでいる。

今回の診療報酬の引き上げ率では、「地域医療の崩壊」を食い止めるには程遠い。我々は引き続き医療提供体制の確保について公的な責任を求めていく。